

1 平成27年度実績評価書(案)

凡例 ●：目標超過達成、◎：目標達成、○：相当程度進展あり、  
△：進展が大きくない、×：目標に向かっていない

基本目標	業績目標	評価
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	○
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	○
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	○
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	◎
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	△
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	△
	4 科学技術を活用した捜査の更なる推進	○
	5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	○
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	○
	2 国際組織犯罪対策の強化	○
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	○
	2 運転者対策の推進	○
	3 道路交通環境の整備	○
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	○
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	◎
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	○
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	○
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	○

業績目標18 (◎：2、○：14、△：2)

2 平成27年度政策評価実施結果報告書(案)

平成27年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。

## 1 平成29年度警察庁予算概算要求重点項目（案）

- 第1 テロ対策と大規模災害対策の推進
- 第2 サイバー空間の脅威への対処
- 第3 客観証拠重視の捜査のための基盤整備
- 第4 組織犯罪対策の推進
- 第5 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進
- 第6 安全かつ快適な交通の確保
- 第7 警察基盤の充実強化
  - 1 人的基盤の充実強化
  - 2 装備資機材・警察施設の整備充実
- 第8 東日本大震災からの復旧・復興の支援

## 2 平成29年度予算概算要求基準の見通し（前年度の例による）

## (1) 義務的経費

前年度当初予算額に、特殊要因に係る経費等を加減算した額

## (2) その他の経費

前年度当初予算額に90/100を乗じた額

※ 義務的経費を見直した場合には、その減額分をその他の経費として要求することも可能

## (3) 要望枠

上記(2)のその他の経費の3割に相当する範囲内

## 3 今後の予定

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 8月4日（木）  | 国家公安委員会（概算要求取りまとめ状況） |
| 8月15日（月） | 庁議                   |
| 8月25日（木） | 国家公安委員会（概算要求案）       |
| 8月31日（月） | 概算要求書提出              |

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 3</b>	<b>APWGに対する海外偽サイト等の</b> <b>情報提供の開始について</b>	<b>平成28年7月14日</b> <b>情報技術犯罪対策課</b>
----------------------------------	---	---------------------------------------

## 1 概要

海外サーバに開設された偽サイト等による詐欺等の被害を抑止するため、警察庁では、平成25年12月より、ウイルス対策ソフトウェア事業者（平成28年6月現在11社）及びフィルタリング事業者（同3社）に偽サイト等に関する情報を提供し、利用者がこれらのサイトを閲覧しようとしたときに、コンピュータ画面に警告を表示させるという取組を実施してきた。

この度、ウェブブラウザ事業者等が加盟する、国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）にも情報提供を行い、ウェブブラウザによる警告表示を可能とするもの。

## 2 効果

警察が把握した海外偽サイト等について、ウイルス対策ソフト等を導入していない利用者に対しても警告が可能となり、海外の偽サイト等による被害のより一層の抑止が可能となる。

## 3 APWG（Anti-Phishing Working Group）の概要

### (1) 設立

国際的なフィッシング対策の非営利団体として、平成15年に設立

### (2) 活動

フィッシングサイト、偽サイト等についての情報共有、技術的問題に対する検討、研究者の育成、法執行機関への助言等を実施

### (3) 会員

ウェブブラウザ事業者、金融機関、小売業者、プロバイダ、法執行機関、政府機関、大学等全世界で2,000以上の企業団体が参加

## 4 運用開始

平成28年7月15日

## 5 ウイルス対策ソフトウェア事業者等に対する情報提供件数

平成28年6月末現在 累計1万4,993件（平成28年中：2,144件）

愛知県、岐阜県警察合同捜査本部では、廃棄物として処理委託を受けたビーフカツを食品として販売していた事案について、7月12日に、許可を得ることなく食肉販売業を営んだ食品衛生法違反と、異物混入のおそれがある廃棄物であることを秘して販売した詐欺で、被疑者3名を逮捕した。

## 1 被疑者

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 愛知県稲沢市<br>会社役員 | 75歳 |
| (2) 愛知県西春日井郡<br>無職 | 78歳 |
| (3) 愛知県岩倉市<br>無職   | 76歳 |

## 2 事案の概要

- (1) は、愛知県知事の許可を受けないで、平成27年10月19日から同年12月29日までの間、食肉である冷凍ビーフカツ約3万6,450枚を、岡田正男に販売し、食肉販売業を営んだもの。
- (2) は、岐阜県知事の許可を受けないで食肉販売業を営み、廃棄物として処理委託されたビーフカツ200枚を、安全な食品と欺いて、平成27年12月23日ころ、A食品株式会社に販売して、代金約1万円を含む約10万3千円の小切手を交付させたもの。
- (3) は、廃棄物として処理委託されたビーフカツ合計7,500枚を、岡田正男を経由して入手し、安全な食品と欺いて、平成27年11月13日ころと同年12月18日ころ、株式会社B商事に納品し、現金合計約40万5千円を振込入金させたもの。

## 3 罪名・罰条

- 、 ～食品衛生法違反 第52条第1項（無許可営業）  
同法第72条第1項（罰則：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）
- 、 ～刑法 第246条（詐欺）（罰則：10年以下懲役）

## 4 捜査等の経緯

- (1) 1月12日：飲食事業者からの相談受理（警察署扱い）
- (2) 1月13日：愛知県が に、岐阜県が に、それぞれ立入調査
- (3) 同日：飲食事業者、愛知県及び岐阜県が報道発表
- (4) 1月14日～16日： 等4か所に対する搜索差押の実施（差押：manifesto等合計約280点、任意提出：チキンカツ等合計約20点）
- (5) 7月12日：被疑者3名を逮捕

## 1 検挙状況（期日後3日）

	区分 罪種	今回(H28.6.22公示、H28.7.10投票) H28.7.13現在		前回(H25.7.4公示、H25.7.21投票) H25.7.24現在		前回比	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
		期日前	自由妨害	16	16(16)	15	15(15)
	投票所騒擾	0	0(0)	1	1(1)	-1	-1(-1)
	その他	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
	合計	16	16(16)	16	16(16)	0	0(0)
期日	自由妨害	0	0	0	0	0	0
	詐偽投票	0	0	1	1(1)	-1	-1(-1)
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	1	1(1)	-1	-1(-1)
期日後	自由妨害	1	1(1)	0	0	1	1(1)
	投票干渉	0	0	2	3(3)	-2	-3(-3)
	詐偽投票	0	0	1	3(3)	-1	-3(-3)
	投票偽造	0	0	0	0	0	0
	買収	0	0	2	5(3)	-2	-5(-3)
	その他	0	0	3	3(3)	-3	-3(-3)
	合計	1	1(1)	8	14(12)	-7	-13(-11)
合計	自由妨害	17	17(17)	15	15(15)	2	2(2)
	投票干渉	0	0	2	3(3)	-2	-3(-3)
	詐偽投票	0	0	2	4(4)	-2	-4(-4)
	投票偽造	0	0	0	0	0	0
	買収	0	0	2	5(3)	-2	-5(-3)
	その他	0	0	4	4(4)	-4	-4(-4)
	合計	17	17(17)	25	31(29)	-8	-14(-12)

## 2 警告件数（期日前2日）

インターネットを利用した選挙違反の警告は13件であり、うちホームページ・ブログ利用が4件、SNS利用が7件、電子メール利用が2件である。

(注) 今回及び前回の件数は、いずれも期日前2日現在のものである。

区分 態様別	今回 (H28.7.8現在)	前回 (H25.7.19現在)	前回比
文書頒布	157	181	-24
文書掲示	1,654	1,756	-102
言論	31	20	11
その他	19	77	-58
合計	1,861	2,034	-173

## 1 事案概要

本年5月15日、全国1都1府15県(※)のコンビニエンスストア等に設置された現金自動預払機(ATM)約1,700台で、南アフリカ共和国所在の銀行の顧客情報のうち約3,000件を用いて作製された偽造カードが不正使用され、約18億6千万円が引き出されたもの。

(※) 東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡、佐賀、長崎

## 2 主な検挙状況

- 5月31日、愛知県警察において被疑者2名を通常逮捕(合計120万円)。
- 6月6日、警視庁において被疑者1名を通常逮捕(合計70万円)。
- 6月11日、神奈川県警察において被疑者2名を通常逮捕(合計240万円)。
- 7月12日、新潟県警察において被疑者11名を通常逮捕(合計1,140万円)。

## 3 警察の対応

- 事件発生直後より、各都道府県警察に対し、各部門が連携しての効果的・効率的な初動捜査の推進、ATM設置場所に対する防犯指導等の再発防止策の徹底を指示。
- 現在、関係都府県警察が連携し、また、海外の捜査機関ともICPOを通じて必要な情報交換を行うなどして、国内外の犯罪組織との関係を含め、本件の全容解明に向けて捜査中。
- 引き続き各都道府県警察の指導、調整及び国内外の関係機関との連携に当たるなど、必要な役割を果たしていく方針。